

任意継続組合員の皆さまに  
今後のスケジュールをお知らせします

## すべての任意継続組合員の方へ

1月下旬発送

令和5年1月から令和5年12月の間に公立学校共済組合が収納した任意継続掛金について、証明書を送付します。確定申告をされる際に、社会保険料控除欄に記入する金額の参考としてご利用ください。

## 令和6年4月以降も任意継続組合員の方へ

3月中旬発送

● 令和6年度の掛金の払込取扱票を送付します **申込不要**

令和6年3月中旬に令和6年度任意継続掛金の掛金額決定通知書と払込取扱票を送付します。任意継続掛金は、退職時の標準報酬月額を基に算出されているため、原則として2年目で掛金が大幅に減額されることはありません。

● 令和6年度の掛金の払込方法の変更について **申込必要**

令和6年度の任意継続掛金の払込方法は原則として、前年度と同じ方法になりますが、掛金払込方法の変更を希望される場合は、下記のとおり**お申込みください**。

※払込方法の変更手続は、**年1回この時期のみ**です。払込方法は令和6年4月分から変更になります。

## 申込方法

## (1) 払込取扱票（毎月払）、払込取扱票（半年払い）、払込取扱票（1年払い）のいずれかに変更される方

次の事項を記入の上、**令和6年2月2日(金)まで(必着)**に書類送付先へ郵送でお申込みください(提出される書類の様式は問いません)。

- ア 任意継続組合員証番号
- イ 氏名
- ウ 希望する払込方法 ①払込取扱票（毎月払い）②払込取扱票（半年払い）③払込取扱票（1年払い）

## (2) 口座振替（毎月引落）に変更される方（※金融機関はみずほ銀行のみとなります）

公立共済東京支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/yousikisyuu/ninkei/index.html> により、ダウンロードし、必要事項を記入してください。

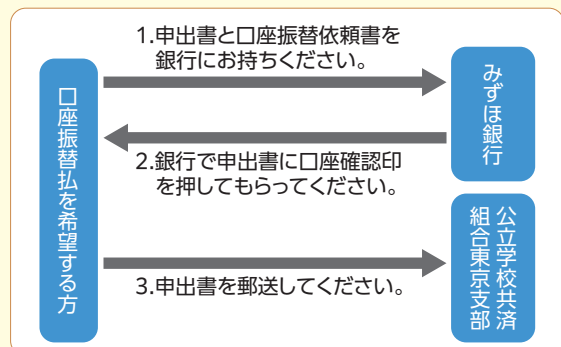
①「任意継続組合員申出書〔No任継1〕（組合員証番号、組合員本人情報、掛金払込方法(1:口座振替)、申出日、届出者氏名を記入)

②「預金口座振替依頼書」〔No任継2〕（必要事項を記入）  
上記①、②を**みずほ銀行にて手続きの上、令和6年2月2日(金)まで(必着)**に「任意継続組合員申出書」を書類送付先へ郵送でお申込みください。

※用紙が必要な場合は、**令和6年1月19日(金)**までに経理担当(03-5320-6822)へ御連絡ください。必要な用紙をお送りします。

## 書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都教育庁福利厚生部内  
公立学校共済組合東京支部福利厚生課経理担当 宛て



## 令和6年3月末で任意継続組合員期間が満了となる方へ

3月下旬発送

資格担当(03-5320-6826)から令和6年3月下旬に資格喪失証明書を送付します。**申込不要**  
4月1日以降に次の健康保険に加入する手続をしてください。

問合せ先 福利厚生課経理担当 | ☎ 03-5320-6822